

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成21年3月24日(火)午後7時20分～午後8時
場所 小田原市役所601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
4番委員 和田重宏 (教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 学校教育部長 | 和田豊 |
| 生涯学習部長 | 清水清 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 時田光章 |
| 文化財統括担当参事 | 塚田順正 |
| 教育政策課長 | 曾我勉 |
| 学校教育課長 | 柳下正祐 |
| 教職員担当課長 | 西村泰和 |
| 課長補佐・学事担当主査事務取扱 | 栢沼一郎 |
| 課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱
(事務局) | 長澤貴 |
| 教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 | 座間亮 |
| 教育政策課上級主査 | 望月啓一郎 |

4 議事日程

- 日程第1 議案第3号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課)
日程第2 議案第4号 小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則(学校教育課)

日程第3 議案第5号 小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第4 議案第6号 学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第5 議案第7号 小田原市指定文化財への指定について（文化財課）

日程第6 議案第8号 校長及び教頭の人事異動の内申について（学校教育課）

日程第7 議案第9号 教育委員会職員の人事異動について（教育政策課）

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、青木委員に決定

(3) 日程第1 議案第3号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）

提案理由説明…教育長、教育政策課長

青木教育長…それでは、議案第3号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、学校教育部の再編整備に伴い、その組織及び事務分掌に変更を加える等のため、行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策課長…それでは、御説明申し上げます。今回の組織機構の再編整備は、指導主事等の教育専門職が、学校の教育に関する専門的事項の指導に専念できる体制を整えていくことを主眼に、事務の効率化や経理事務等の統一を目的に学校教育部の組織の在り方を見直し、提案するものでございます。具体的な内容につきましては、本議案の最後の頁を御覧ください。まず、[内容]の1の(3)ですが、学校教育課の事務分掌を分け、新たに「教育指導課」を新設し、学校現場への教育指導に専念ができる組織体制といたしました。これに伴いまして、(1)になりますが、教育政策課を「教育総務課」に名称変更し、部内の事務を整理、総括する役割を明確化しました。

また、(2)ですが、学校保健課を学校教育課に統合し、学校教育課が、学校に関する事務関係一般を分掌するよう決めました。

そして、[内容]の2ですが、これまで独立設置していましたが教育研究所を、新たに設置されます「教育指導課」に所属させ、機能の連携を図っていくものでございます。

この再編によりまして、平成21年度からの学校教育部は、「教育総務課」「学校教育課」「教育指導課」の3課体制としていこうとするものでございます。なお、[内容]の3は、以上の組織機構再編に伴い、関係規則において、語句の改正等、所要の整備を行うものでございます。以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…教育研究所を教育指導課に所属させる目的を、詳しく説明してください。

教育政策課長…教育研究所は、昭和31年に設置され、学校教育に関わる様々な研究を行ってまいりましたが、最近では、不登校など、学校の諸問題を解決する役割を担ってきております。一方、学校教育課は、従来より、指導主事が学校を訪問し、様々な指導を行ってまいりましたので、緊密な関係のもと、連携協力して、諸問題に当たれるような組織体を目指したものでございます。

和田委員長…特に、教育相談については、こうした再編により、よりスムーズに展開できるのではと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (4) 日程第2 議案第4号 小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則(学校教育課)
- (5) 日程第3 議案第5号 小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則(学校教育課)
- (6) 日程第4 議案第6号 学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(学校教育課)

(一括議題)

提案理由説明…教育長、教職員担当課長、学校教育課課長補佐

青木教育長…それでは、議案第4号「小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則」

から、議案第6号「学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」までを一括御説明申し上げます。

これらの規則改正につきましては、新年度に向けて、学校における新たな人事配置や勤務時間の見直し等を図るものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教職員担当課長…それでは、御説明申し上げます。まず、議案第4号「小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則」ですが、これまで、本市において栄養教諭の配置はありませんでしたが、次年度4月より市内の学校への配置が予定されております。このことに伴い、当該規則を改正し、市立学校に栄養教諭の配置ができるよう図るものでございます。改正の内容といたしましては、第2条において、栄養教諭を加えました。そして、第14条の2において、総括教諭の職務等について、栄養教諭の配置に伴い、栄養の指導及び管理という点を加えました。また、第22条において、栄養教諭を加えました。

なお、栄養教諭とは、従来の学校給食の管理を行ってきた学校栄養職員の給食管理の職務に加えて、食に関する指導の推進の中核的な役割を担う教諭として、平成17年度から制度化されました。食に関する指導とは、個別に児童生徒に対する指導を行う、たとえば肥満・偏食・食物アレルギー等が挙げられます。また、学級指導や、教科指導、学校行事等の時間に、学級担任などと連携して集団的な個別指導を行ったり、他にも教職員や家庭・地域との連携した食に関する指導を推進するための連絡調整をすることなどを担うものでございます。配置については、公立小中学校の栄養教諭は、県費負担教職員であることから、県教育委員会の判断によって配置され、神奈川県では、平成19年度に8名、20年度に12名、21年度に26名の配置予定でございます。

教職員担当課長…続きまして、議案第5号「小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則」ですが、国家公務員等の勤務時間の改正を受け、神奈川県議会において「学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例」が改正されることに伴い、平成21年4月1日から、県費負担教職員の1日の勤務時間が7時間45分となります。この条例改正

に伴い、市教育委員会として、当該規則を改正し、勤務時間を8時間から7時間45分に変更しようとするものです。なお、教職員の勤務時間は、7時間45分となりますが、休憩時間については、45分と変更はありません。したがって、勤務時間開始時刻から終了時刻までの通算時間は、8時間30分となります。なお、学校運営上、校長が勤務開始の時刻及び終了時刻等を専決事項として定められておりますので、学校によって、勤務開始や終了時間は同じではございません。

学校教育課課長補佐…続きまして、議案第6号「学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。学校教育法施行細則につきましては、幼稚園教育要領が、平成20年3月文部科学省告示により改訂されたことに伴いまして、平成21年4月より、幼稚園幼児指導要録の書式の一部が変更されますので、文部科学省から示された参考様式を基に、様式の変更を行うため改正しようとするものです。なお、改正となる部分でございますが、お手元の資料の様式第30号（第33条関係）のその2 幼稚園幼児指導要録（指導に関する記録）をご覧いただきたいと思っております。資料は新様式になりますが、左側の欄の上から5行目の「ねらい（発達を捉える視点）」と右下の「指導上参考となる事項」欄の間に、従来の様式では「発達の状況」という欄がございましたが、この欄が「指導上参考となる事項」欄に統合されたことによる変更でございます。

また、小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則につきましては、第9条において「幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）の基準により、園長が編成する。」と定められておりますが、従来の告示が廃止され、新たに幼稚園指導要領が定められたことにより、当該告示を引用する規定（平成20年文部科学省告示第26号）を改正しようとするものです。以上でございます。

（質 疑）

山田委員…教職員の勤務時間の短縮が、子どもたちへ影響が及ぶことはないでしょうか。

教職員担当課長…一日にすると15分間ですので、子どもたちが帰宅している時間帯で

の短縮になります。そういった中で、教職員が業務の効率化を進めていけたらと考えております。

青木教育長…子どもたちへの悪影響は、直接ないということですね。

和田委員長…もともと残業が大変多いという話を聴いていますが、このことの改善にはつながらないわけでしょうか。

教職員担当課長…確かに、超過勤務時間の多い教職員がいることは事実ですので、この改正に伴いまして、業務の効率化について、指導を行っていきたく存じます。また、休憩時間が取りにくいということにも、対応してまいりたいと考えております。

山口委員…仕事を自宅に持ち帰る話を聞きますが、勤務時間の短縮でそうした傾向が強まれば、情報漏洩の危険性が高まるのではと思います。管理の徹底が求められると思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第5 議案第7号 小田原市指定文化財への指定について(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財統括担当参事

青木教育長…それでは、議案第7号「小田原市指定文化財への指定について」を御説明申し上げます。当該議案につきましても、新たに3件の文化財指定をすることにつきまして、お諮りするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財統括担当参事…それでは、御説明申し上げます。資料の1ページを御覧ください。教育委員会からの諮問に基づき、平成21年2月17日に開催されました平成20年度第3回文化財保護委員会におきまして、資料にあります3件につきまして審議をした結果、2月27日付けで新たに市指定文化財に指定する必要がある旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を得ようとするものです。2ページ目は文化財保護委員会からの答申書の写し、3ページ以降については、それぞれの物件の詳細が記載されております。それにしたがって御説明いたします。

3 ページ目の資料 1 を御覧ください。1 点目の「薬師如来坐像」は、小田原市域には藤原、鎌倉時代にさかのぼる仏像が十数体知られておりますが、最も古い作例の一つに当たるといふ評価でございます。県西部の上代仏教文化を物語る貴重な遺品でもございます。

4 ページ目の資料 2 をご覧ください。2 点目の「西洋童子像」につきましては、国府津の宝金剛寺で所有しているものですが、桃山期から江戸初期にかけて流行を見た初期洋風画の一つで、日本人絵師が和紙に描いたものと考えられます。このような初期西洋風俗画は、全国的にも作例が少なく小田原でも唯一のものであり、貴重な資料でございます。

5 ページ目の資料 3 をご覧ください。3 点目の「千手観音二十八部衆像」につきましては、栄町の本源寺で所有しているものですが、小田原市域における中世期にさかのぼる仏画としては、報身寺の阿弥陀来迎図、これは国の重文であり、上野の美術館に置かれていますが、これに次ぐ古例であり、保存状態も大変良いものでございまして、伝統的な仏画描法をよくふまえた優秀な作例との評価でございます。また、伝来も、近世大久保氏に関わるもので、小田原の歴史に深く関わり、貴重な資料と評価されているものでございます。

なお、2 ページ目の文化財保護委員会からの答申書の写しの下段にございます「市指定文化財MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ群」につきましては、名称変更及び現状変更となりますが、教育委員会の付議事項ではございませんので事務的に処理をさせていただきますので、ご承知願います。以上でございます。

(質 疑)

山 口 委 員…文化財指定の手続きですが、所有者の申請によるものでしょうか。

文化財統括担当参事…所有者からの申請に基づいて、専門家により構成される文化財保護委員会で審議を行っていくこととなります。

山 口 委 員…指定された場合、保存や管理はだれが行うことになるのでしょうか。

文化財統括担当参事…基本的には、管理につきましては従来どおり所有者が行うこととなりますが、市にとって貴重な文化財としての認定をするわけですので、保存修理等の費用に関しまして、別途市の補助制度を適用いたします。通

常、2分の1以内の補助となります。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

※「日程第6 議案第8号 校長及び教頭の人事異動の内申について」及び「日程第7 議案第9号 教育委員会職員の人事異動について」の取扱いについて

和田委員長…ここで、会議の非公開についてお諮りします。小田原市教育委員会会議規則第5条第1項には、「会議は公開する。」と定められておりますが、同条ただし書きに公開の例外として「人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められております。当議案は、人事に関する事件ですので、非公開といたしたいと存じます。さらに、非公開として審議するためには、同規則第5条第2項におきまして、「委員長又は委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。」と定められております。よって、本会議を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、議案第3号及び議案第4号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、ただ今から非公開といたします。

(8) 日程第2 議案第3号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】

提案理由説明…教育長

(議案第8号の資料を教育委員に配布)

青木教育長…それでは、議案第8号「校長及び教頭の人事異動の内申について」を御説明申し上げます。来る3月31日をもって定年退職する校長等に係る後任の人事につきまして、足柄下教育事務所管内の教育機関との交流を図りつつ、別紙のとおり神奈川県教育委員会に内申しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第7 議案第9号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

提案理由説明…教育長

(議案第9号の資料を教育委員に配布)

青木教育長…それでは、議案第4号「教育委員会職員の人事異動について」を御説明申し上げます。来る3月31日付けで、教育委員会事務局の担当主査職以上の職員の定年退職等を行うとともに、その後任に係る異動等を4月1日付けで、別紙のとおり行おうとするものであります。以上、簡単ではございますが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 委員長閉会宣言

平成21年4月23日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（青木委員）